

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 24（個）第 2 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について、不開示とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 24 年 9 月 12 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、広島県西部こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）が保有する請求者の子（以下「本件児童」という。）に関する記録を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、こども家庭センターが保有する本件児童に関する記録（以下「本件対象情報」という。）は、開示することにより、本件児童の生活を害するおそれがあるため、条例第 14 条第 2 号に該当する情報として、条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 9 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 24 年 9 月 25 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 対象文書は事実解明に重要な証拠となるものなので関係者は知る権利がある。
- (2) 本件対象情報については、条例第 14 条第 2 号に該当し、「児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについて、あくまでも児童本人の利益を最大限に尊重して」とあるが、なぜそのような理由になるのか説明

がされていない。また、そのような場合であるならば、このような対応は不適切であり、形式だけの行政対応にうかがえる。児童の将来を考えるにつき、現状のままにしておくことには疑問が残る。このことから、こども家庭センターは児童を法によって強制的に隔離し、児童本人の利益ではなく、自身の利益の保護を行っている（こども家庭センターの立場を守っている）ように推察できる。児童を隔離すれば生命、健康、生活の安全を保障できるであろうという、動物保護的な安直な見解に過ぎない。本来であれば児童は両親や兄弟、親族や地域の人々に見守られ、日常生活を送ることが最善であることは言うまでもない。

(3) よって、本件対象情報は本件児童のためにも、これに係るすべての正確な情報を明確にし、真相を究明する必要がある。こども家庭センターがどのような経緯でこのような対応をとったのか、また、その後の対応についても十分な説明がなされていないと、一方的な見解で処理されている。これまでも一時保護に関することも、施設入所に関することも、こども家庭センターからは十分な説明を受けておらず関係者は困惑している。何の前触れもなく、いきなり、こども家庭センターは一切の説明もなく児童を連れ去り、一時保護として分離隔離を行い、こちらからの問合せにも答えず、集団生活が必要だからと施設入所に同意させ、その後も具体的な説明や対応などがされないままになっていることに疑念を感じざるを得ない。

(4) また、「児童虐待を主訴に、専門的見地から調査等の上」とあるが、なぜ児童虐待扱いにされているのか、専門的見地から調査とはどこをどのようにかが不透明であり、虚偽の通報、ないし安易な判断ミスであれば、再調査し事実確認と対応を改めるべきである。

このことについては近所に住む方々や、地域の民生委員、かかりつけの小児科医、また児童療育機関など、各所にて日常の見守りや診療、相談を受けており、それを証明する文面もあるので、こども家庭センターの情報元や判断能力が疑われる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人が自己情報開示請求者である本件児童に代わって行ったものである。法定代理人の開示請求はあくまでも本人の利益を実現することを目的として設けられていることを考慮すべきであり、とりわけ親権に基づく法定代理人による開示請求における児童の情報の開示に当たっては、児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについて、あくまでも児童本人の利益を最大限に尊重して慎重に解すべきである。
- 2 本件請求の対象となる情報は、本件児童に関する記録であり、本件児童

の生育に関する情報、関係機関、関係者等の面接又は電話の内容、こども家庭センターによる本件児童等に係る評価等が日時単位で記録されている。

これらの情報には、本件児童と法定代理人との間の諸問題を解決するために、こども家庭センターにおいて行われた児童福祉に関する専門的な相談等の内容が記録されており、これらの情報は、本件児童の生育、家庭、家族関係などの状況、相談内容、第三者及び関係機関からの情報、こども家庭センターの判定、支援、指導等の内容など本件児童の健康、生活等に直接関わる機微にわたる情報である。

- 3 特に児童虐待を主訴に、専門的見地から調査の上、本件児童の児童養護施設入所措置を決定しており、本件対象情報は法定代理人である保護者に対して一部でも開示することにより、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、全部を不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、こども家庭センターが保有する、本件児童に関する記録であり、本件児童、保護者、関係者等が相談した内容、こども家庭センターの指導内容、本件児童等に係る評価等が記録されている。

なお、本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人が本件児童に代わり行っているものである。

2 こども家庭センターの業務について

こども家庭センターは、平成17年7月11日に児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した、児童虐待、配偶者からの暴力や児童の発達の状態など、子どもや家庭の問題に対応する総合的な相談支援機関である。

児童相談所の機能としての「相談援助活動」は、家庭その他からの児童の福祉に関するしつけ、不登校等の児童育成上の問題に関するもの、児童の養護、虐待、非行等に関するもの、知的障害、自閉症等の障害に関するものなど様々な問題等について相談に応じて、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した措置をとるもので、措置の決定に当たっては、常に児童の最善の利益を考慮することが必要とされている。

3 条例第14条第2号の該当性について

- (1) 条例第14条第2号は、開示請求者本人に開示することにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる情報について、不開示とすることを定めたものである。また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合に、当該法定代

理人に開示することが、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合があり得るので、これらの情報についても、不開示とすることを定めたものである。

- (2) 実施機関は理由説明書において、「特に児童虐待を主訴に、専門的見地から調査の上、本件児童の児童養護施設入所措置を決定しており、本件対象情報は法定代理人である保護者に対して一部でも開示することにより、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、全部を不開示としたものである。」と説明する。

これに対し、異議申立人は、「なぜ児童虐待扱いにされているのか、専門的見地から調査とはどこをどのようにかが不透明であり、虚偽の通報、ないし安易な判断ミスであれば、再調査し事実確認と対応を改めるべきである。」「こども家庭センターの情報力や判断能力が疑われる。」などと反論している。

- (3) 本件対象情報に係る事案は児童虐待が主訴とされ、こども家庭センターが様々な専門的見地から調査し、児童養護施設入所措置を決定しているものである。当審査会は児童虐待の有無やこども家庭センターの措置の是非等について判断するものではないため、こども家庭センターが認定した本件児童と法定代理人（異議申立人）との間の諸問題を前提として本件処分の妥当性を判断せざるを得ない。

- (4) 法定代理人の開示請求権はあくまでも本人の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、保有個人情報の開示・不開示の判断に当たっては、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについては、広く解することが適当である。

- (5) 実施機関は「法定代理人である保護者に対して一部でも開示することにより、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある」として全体を不開示としたが、確かに、本件対象情報を見分したところ、開示できる部分と開示できない部分を分離して、部分開示することは困難であると認められることから、実施機関が本件対象情報の全体を一連の情報として広く不開示としたことは不合理であるとは言えない。

したがって、本件対象情報を条例第14条第2号に該当するとして、不開示とした実施機関の決定は妥当である。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
24. 10. 12	・ 諮問を受けた。
24. 10. 16	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 11. 26	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
24. 11. 28	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
24. 12. 11	・ 異議申立人から意見書を收受した。
24. 12. 14	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 4. 18 (平成 25 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 5. 16 (平成 25 年度第 2 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 6. 20 (平成 25 年度第 3 回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 7. 25 (平成 25 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 8. 28 (平成 25 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授